

「指定管理業務委託料の変更」の考え方について

■設計変更の基準

1 設計変更の対象

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている各収入の「当該年度の収入見込み」（以下「収入見込み」という。）と「指定管理者募集時の町の積算収入」（以下「募集時収入」という。）の差額を設計変更の対象とする。

2 設計変更の金額

「収入見込み」と「募集時収入」の差額（収入減少分）から控除分を差し引いたものを設計変更の額とする。

(1) 料金収入

施設の利用控えという不可抗力により、町が積算した委託料（指定管理料）で見込む料金収入を得ることができない。

- 現行指定管理料積算時 ①
- 令和4年度収入見込 ②
- 収入減少分【設計変更対象額】 ①－②＝A

(2) 経費減少

経費を抑えている部分を勘案する。

- 経費減少（食材仕入等） ③
- 控除分【設計変更対象額】 B

(3) 設計変更の金額（A－B）

【設計変更の金額の積算方法】								
収入		支出			収入		支出	
指定管理料				新型コロナウイルスの影響による施設の利用控え（不可抗力）	指定管理料		経費減少 B	
					収入減少分 A		必要経費	
料金収入			必要経費	→	料金収入			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 指定管理料は、施設の管理・運営に必要と想定される経費総額を積算し、利用料金の有無などを勘案したうえで設定。 </div>					<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 設計変更により追加する委託料 収入減少分 A - 控除分（経費減少 B） </div>			